

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
 310-0853
 水戸市平須町1-93
 tel 029-305-3075 Fax 029-305-3317
 e-mail iba-kou@mito.ne.jp

「安保関連法」の是非を問う 全教職員投票で84.8%が反対

2015年人事院勧告 ～月給、ボーナスともに引き上げ～

8月6日、人事院は2015年度の国家公務員給与に関する勧告を内閣と国会に提出しました。2014年度に引き続き、月給・ボーナスともに増額する内容で、2年連続の同時引き上げは、1991年以来24年ぶりとなります。勧告通りに実施されると平均年間給与は5万9000円増えることになります。

◎勧告のポイント

- ①給与月額を平均0.36% (1469円) 引き上げる。
- ②ボーナスを0.1月分引き上げる。(4.10月分→4.20月分)
- ③地域手当支給割合を引き上げる。
- ④単身赴任手当支給額を引き上げる。
- ⑤全ての国家公務員を対象にフレックスタイム制を拡充する。

しかし、月給・ボーナスの引き上げと言いながら、その内容は消費税増税や物価上昇が公務労働者の生活に与えている影響を軽視したもので、公務労働者の生活改善を図ろうとする立場に立ったものではありません。

また、フレックスタイム制は今年の夏に導入された「朝型勤務」と内容を同じとするものですが、職場の長時間労働の実態に合ったものでないことが問題です。国家公務員、県職員、教職員も含めて具体化がうまくいっていません。なお、教職員を含む地方公務員に関する茨城県人事委員会勧告は10月初旬に出されます。組合では賃上げと働きやすい職場をめざし、引き続き県交渉に取り組んでいきます。



7月に県内で取り組んだ集団的自衛権行使を可能とする「安保関連法」の是非を問う全教職員投票の結果は以下の通りでした。

法案に反対 473人 (84.8%) 賛成 27人 (4.8%)
 どちらとも言えない 58人 (10.4%)

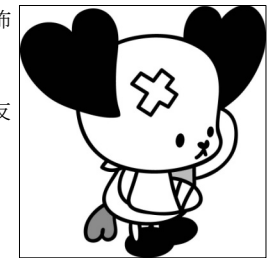
投票総数は**42分会558人**でした。ご協力いただいた皆さまに感謝申し上げます。なお、以下は投票用紙に「一言」として寄せていただいた全ての声です。

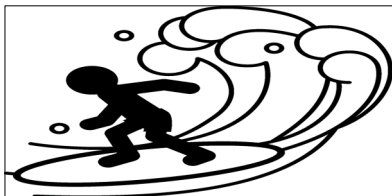
- ◎憲法を一国会議員(安倍内閣)個人の考え方で変えることは許されない。
- ◎法律とは!憲法とは!何かをよく考えるべきだ。
- ◎打倒!安倍政権
- ◎今のままなら反対。どうしてもやりたいのなら憲法そのものを変えないと無理があると思う。
- ◎憲法改正の議論を先にすべき。
- ◎賛成の一言 そもそも自衛隊の存在を認めていることは海外派兵もありということです。
- ◎反対の一言 戦争にかかわらない勇氣を持つべし。
- ◎民意を大切に。

- ◎この法案は憲法の「解釈変更」ではなく、「憲法停止」に等しい。主体的に平和をめざす国家を望む。
- ◎反対 法案の中身を論じる以前の問題。安倍政権はこの問題について「国民の信」を問うことなく、強行採決しようとしていることに問題の元があると思います。安倍政権は日本を壊し、子どもの未来を消そうとしているとか思えない。
- ◎どちらとも言えない 集団的自衛権の行使については確かに「違憲」です。又、憲法解釈によってこの行使を容認するのも本末転倒の考えであり、憲法の改正を必要とすべきものです。一方

で、集団的自衛権だけ一人歩きをして「日本の防衛」というものについての議論が深まっていかないのもおかしなあり方です。賛成派反対派を問わず、自分の国の防衛について知恵を出し合うのが本来の進め方でしょう。集団的自衛権うんぬんは、その次に取り扱うべき問題だと考えます。国会もマスコミもこの点に気づいていながら論点をずらしているのが情けなく思います。

- ◎国は外交によって解決する道を選んで欲しい。
- ◎早急に決議しないでください。
- ◎よい戦争はない。
- ◎憲法解釈による変更は絶対におかしい。
- ◎自衛隊が日本軍になっていきそうな現状に恐怖を感じます。全面的に反対です。





◎亡国・売国・壊国の安倍内閣は退陣せよ。

◎集団的自衛権の行使を可能にするのであれば、憲法を改正して（国民の意見をきく国民投票を実施して）法律を整備すべきである。

◎平和を大切にしていきたい。戦争を起こすことに参加するのは反対。

◎解釈で全て認めてしまおうではなく、改正するのであれば、憲法改正も含めて対応すべきと考えます。

◎米軍の軍事作戦の片棒を担ぐことになることは明白。この国が独立国ならそろそろアメリカ離れをするべし。

◎日本の平和国家というブランドを守りたいです。戦争は絶対反対です。

◎今の数の論理は恐ろしい。

◎世論を完全に無視する内閣が許されているのはおかしい。

◎賛成派 戦争のない世界が一番決まっています。それを守るのはい体誰なのか。戦争をしないための戦力です。

◎憲法は守（護）らなければならない。

◎始めに結論ありきの国会延長は、単な

るアリバイ作りであろう。安倍首相にどんな反論を言っても全くその言葉は届かない。安倍首相の描く将来像以外の選択肢は存在しない。

◎前任校での教え子が自衛隊で働いています。彼らが危険な目にあうのかと思うと、とても賛成などできません。

◎これはアメリカの軍事負担を減らす以外の何物でもない。これによって日本が他国から攻撃を受ける可能性が格段に高まる。

◎法を改正しても「平和主義」が継続できるのか、国民が納得できる検討をしてもらいたい。戦争に巻き込まれるのは反対です。

◎武力に頼らずに解決する手段を、日本は常に模索すべき。

◎どういうケースで集団的自衛権になるのか。本当に国民がよく理解したと思っているのか。はっきりしない。うやむやで”GO”サインを出してしまうやり方は納得出来ない。わかりやすく国民に理解してもらおう姿勢が足りなさすぎる。

◎明らかに違憲。

◎憲法第9条第2項は、世界に誇れるものだと思います。それに反するような行為をして欲しく欲しくありませんし、民意を無視しての法改正は、まさに国民主権を無視しているということになり、憲法

違反だと思えます。

◎平和主義、憲法を守れ。

◎立憲主義に反するやり方です。

◎いったん後方支援、武力攻撃を行使すればなし崩し的に戦闘に参加せざるを得なくなると考える。

◎解釈を変えれば認められるという考え方は認められない。国会議員よりも憲法学者はプロなのであり、専門家である。今までの歴代内閣が違憲と言っていることをなぜ合憲と言えるのか。

◎無理におしとおしては絶対ダメだと思います。

◎民主主義に反する今のやり方に反対！

◎賛成 日本の国際的な役割について、もう少し考えた方がよい。いつまでも一國平和主義が通用するのか。

◎反対 憲法第9条に違反するため、「武器の使用」は「武力の行使」につながる、（から）である。

◎絶対反対です。若者を人々を戦争に行かせてはいけない。しかもアメリカの利益のためにやる戦争に参加することになる。おろかなことです。

◎教員（特別支援ですが）として、教え子を戦場へ行かせることは繰り返してはいけないことだと思います。国民主権国家であるならばケースバイケースで判断することが大切。絶対に決めなければい

けないことではないと思います。時間をかけても急ぐ必要はない。

◎現在の政権の進め方は「ファッショ」であり、案そのものよりも手法に大きな問題がある。

◎言っていることが具体的ではなく、理由が明確でない。かなりこじつけているような感じがする。とにかく最近の政府は数で押し切ろうとしている。

◎戦争は絶対反対です。二度と繰り返してはいけません。でも話し合いが通じなくて武力で日本に攻め来た時他国（米国とか）に助けて下さいといい、でも他国がやられていたら見てるだけというのも虫がよすぎると思います。だから金を出すというの・・・。世界平和を世界各国の人々が行動出来れば戦争なんて起きないんですけどね。

◎「集団的自衛権」という名の「武力」を持ってしまった戦力は標的となる可能性がある。日本は「平和憲法」を持つ国ではなかったか。子ども達に戦争の可能性を残してはいけない。

◎武力では何も解決しない。

◎戦争に結びつくと考えます。この憲法は私たち日本人が永久に護らなければならないものです。

◎後方支援を行えば戦争に参加したことになります。憲法9条に反します。解釈

を都合よく行うことは反対。

◎自分の子どものことを考えたら絶対反対。

◎9条のすばらしさがなぜわからないのか。

◎ずっと戦争をしない、まきこまれなかったのは平和憲法があるから。守って欲しい。

◎憲法の専門家の意見に耳をかたむけるべき。

◎「目には目を」を続けていては、たたかいは絶対になくならない。たたかいない世界を切望する。

7月31日には、「安全保障関連法案に反対する学生と学者の共同行動」が国会周辺で取り组まれました。また、高校生の抗議デモが渋谷駅周辺で取り组まれ、反対の集会やデモが全国各地で取り组まれています。

8月30日には戦争法反対の国会包囲行動が予定され、茨城県実行委員会の水戸駅での総がかり行動が9月4日（金）夕方に準備されています。今回の教職員投票もそうした運動の一環として取り组んだものですが、生徒や教職員も含めて国民一人ひとりの意見の表明と行動が保障される学校や職場、社会を作っていくことが求められています。